

会議結果報告書

会議の名称	第10回（平成26年度第6回）札幌市子ども・子育て会議
日時・場所	平成27年3月23日（月）13:30～15:15 かでる2・7 8階 820研修室
出席委員 16名/25名中	金子勇（会長）、石田あやこ、大久保薫、岡田光子、小野志美、齋藤寛子、下村勝子、柴田田鶴子、須藤桃代、坪谷哲雄、秦直樹、林進一、平野直己、平野博宣、前田元照、山田暁子
傍聴者数	5名

議事	概要
1. 新・さっぽろ子ども未来プラン（案）に対するパブリックコメントの実施結果について	<p><事務局説明></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年1月28日から平成27年2月26日の30日間にわたって実施した計画案に対するパブリックコメントについて、市民意見に対する札幌市の考え方や意見に基づく計画の修正点を、資料1-1及び資料1-2に基づき説明。 <p><主な委員質問・意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一預かり事業の名称を一時保育事業とすべきという意見があり、それに対し、一時保育の名称を継続していく予定と回答しているが、計画には一時保育の名称が反映されていない。 ⇒ 計画では、国の事業名にあわせて一時預かり事業としているが、市民の方が利用する事業としては、一時保育事業として周知等を行っているため、それを継続する予定である。 ○ 利用者支援事業について、常設子育てサロンを活用すべきという意見が出ていたが、札幌で長年活動していて力のあるサロンも多いと聞いており、より身近で継続性のある事業を実施するためにも、常設子育てサロンの活用を検討することは非常に意味がある。計画の修正点に、子育ての相談・支援について「様々な方法を検討」とあるが、ここに常設子育てサロンなどの民間の活用について、具体的な文言を入れることはできないか。 場合によっては、常設子育てサロンの関係者に参加いただくなど、もう少し利用者支援事業について意見交換する機会があった方がよいと思う。 ⇒ 利用者支援事業については、実際にどう情報を提供していくか、個人情報の扱いをどうするかといった課題もあるため、まずは行政で実施する形で計画化しており、常設子育てサロンの活用については、今後の課題とさせていただきたい。また、計画の文言修正については、現状で具体策が固まっていないので、今の段階ではこのままの表現で了承いただきたい。

	<p>○ パブリックコメントについて、実施期間をもう少し長くしてもよいのではないか。また、若い世代の意見をきくために、ソーシャルネットワークサービスの活用についても検討してはどうか。</p> <p>⇒ 今後同様の手続を実施する際に検討してまいりたい。</p> <p>○ 保育園や幼稚園における障がい児の認定について、保育園では保護者の同意が必要となる一方で、幼稚園では支援員による同意があれば足りるようだが、なぜそのような違いが生じているのか。</p> <p>⇒ 保育園は厚生労働省の管轄、幼稚園は文部科学省の管轄ということで、従来の認定方法が継続した状況となっているが、この点については、見直しが必要だと考えている。</p> <p>○ 障がい児相談について、相談の内容が療育的なものか教育的なものかということで管轄が異なる場合があるが、ぜひ組織の垣根を越えた相談体制を整えてほしい。</p> <p>○ いじめに関するアンケートについては、キッズコメントでも意見が出ているが、アンケートを記名式にしたり、回答した子どもと面談するといった対応では、いじめの問題は解決しないので、キッズコメントの意見をしっかりと今後の取組に活かしてほしい。また、スクールカウンセラーについて、現状は、相談したい時に相談を受けられる体制にはなっていないので、保護者が必要な時に相談でき、子どもたちにも身近な存在となるよう、スクールカウンセラーの体制を充実させてほしい。</p>
<p>2. 札幌市子ども・子育て会議条例の改正及び新規部会の設置</p>	<p><事務局説明></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 26 年 11 月 27 日の会議で説明を行った、札幌市の社会福祉審議会が担っている児童福祉に関する機能を子ども・子育て会議に移管することについて、会議条例の改正内容を資料 1-2 に基づき説明。 また、資料 2-2 に基づき、機能移管に伴う新規部会の設置について、事務局から提案を行った結果、会議において、新規部会設置の了承を得た。 さらに、今後の審議事項として、いじめによる重大事態発生時の再調査を加えたい旨を資料 2-3 に基づき説明。審議事項の追加については、会議の了承を得た。 <p><主な委員質問・意見></p> <p>○ いじめに関する重大事態の定義について、児童が相当の期間学校を欠席することとあるが、相当の期間とは大体 1 ヶ月という理解でよいか。</p> <p>⇒ 相当の期間については、いじめにより 30 日以上学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合を指す。</p>

<p>3. さっぽろ子ども未来プラン（後期計画）における保育緊急確保事業の位置付けについて</p>	<p><事務局説明></p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を目的として、新制度における地域子ども・子育て支援事業を先行的に実施する「保育緊急確保事業」については、子ども・子育て支援法附則第 10 条において、市町村保育計画に定めることとされているが、札幌市においては、さっぽろ子ども未来プラン（後期計画）を市町村保育計画を含む計画として策定している。 <p>そこで、後期計画においては、ほとんどの保育緊急確保事業を計画の対象事業として位置付けているが、一部掲載していない事業も含まれているため、この度、資料 2-3 のとおり、対象となる保育緊急確保事業を後期計画に位置付けた旨を会議に報告。</p> <p><主な委員質問・意見></p> <p>特になし。</p>
<p>4. 今後の会議予定について</p>	<p><事務局説明></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度における子ども・子育て会議及び各部会の開催予定について、資料 4 に基づき報告。 <p><主な委員質問・意見></p> <p>特になし。</p>